

新潟県条例第56号

建築士法の特例等に関する条例の一部を改正する条例

建築士法の特例等に関する条例（昭和59年新潟県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額	手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額
(略)			(略)		
4 法第23条第1項又は第3項の規定により1級建築士事務所について登録を受けようとする者	1級建築士事務所登録手数料	1件につき <u>17,000円</u>	4 法第23条第1項又は第3項の規定により1級建築士事務所について登録を受けようとする者	1級建築士事務所登録手数料	1件につき <u>15,000円</u>
5 法第23条第1項又は第3項の規定により2級建築士事務所又は木造建築士事務所について登録を受けようとする者	2級建築士事務所又は木造建築士事務所登録手数料	1件につき <u>12,000円</u>	5 法第23条第1項又は第3項の規定により2級建築士事務所又は木造建築士事務所について登録を受けようとする者	2級建築士事務所又は木造建築士事務所登録手数料	1件につき <u>10,000円</u>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。